

環政計発 1804201 号

平成 30 年 4 月 20 日

公益社団法人

日本技術士会 殿

環境省大臣官房環境計画課長



平成 30 年度地域低炭素化案件形成支援事業への御協力について（依頼）

日頃より、環境行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、環境省大臣官房環境計画課では、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目指し、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」の一環として、「平成 30 年度地域低炭素化案件形成支援事業」と題する地方公共団体向け支援事業を行うことといたしました。

本事業では、地方公共団体による地球温暖化対策の計画（地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画」）に基づく取組の促進を目的として、地方公共団体のニーズに応じ、以下の取組の促進に資する高度な専門的知見・経験を持つ人材をアドバイザーとして派遣することとしております。

- ・地域における再生可能エネルギーの導入促進に係る案件の形成
- ・地域における省エネルギーの推進に係る案件の形成
- ・地方公共団体実行計画の策定・改定・実施 等

貴団体におかれましては、本事業の趣旨を御理解いただき、上記の取組の促進に資する高度な専門的知見・経験を有する人材の御紹介等について御協力いただきますよう、何とぞお願い申し上げます。

<本件連絡先>

環境省 大臣官房 環境計画課 奥田、鹿木

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5521-8234

FAX：03-3581-5951

E-mail：[TADAYOSHI OKUDA@env.go.jp](mailto:TADAYOSHI_OKUDA@env.go.jp)

[NOBUHIRO SHIKAGI@env.go.jp](mailto:NOBUHIRO_SHIKAGI@env.go.jp)

## 地方公共団体向け事業

# 地域低炭素化案件形成支援事業

(担当: 総合環境政策統括官グループ環境計画課)

### 目的・意義

30年度予算額(案) 0.2億円

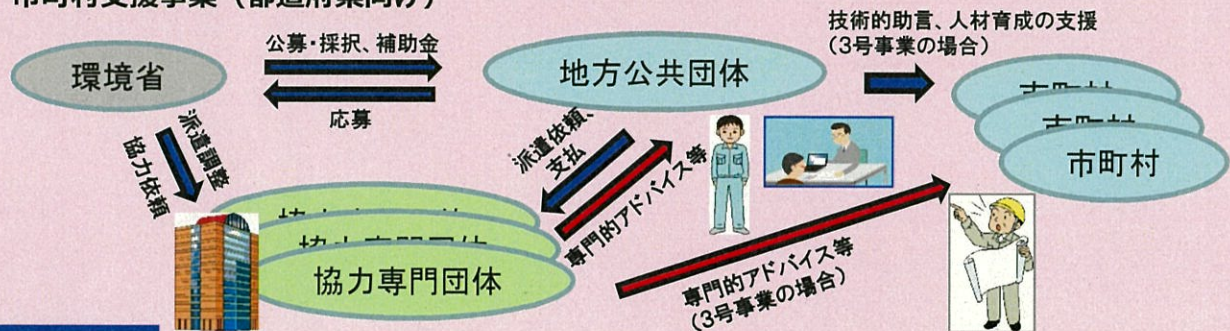
地域の低炭素化事業には、技術面、財務面、体制面にわたる様々な課題があり、これらに的確に対応するには専門的な知見・経験が必要となりますが、全国各地において、地域の低炭素化を担う専門的な知見・経験を有する人材が不足しているために、ポテンシャルや機会が十分かつ適切に活用されていない現状があります。

こうした状況に対応するため、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する高度な専門的知見・経験を持つ人材をアドバイザーとして、地方公共団体のニーズに応じて派遣し、地域の低炭素化に資する事業の案件形成を促すことを目的としています。

### 事業内容

専門人材を活用した技術的助言等であり、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定・実施に係る課題に適切に対応する取組等について、補助を行います。

1. 地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業
2. 地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業
3. 市町村支援事業（都道府県向け）



### 補助内容

#### 【直接補助事業】

1. 地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業

補助対象者：市区町村

対象事業：地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けられる（予定を含む）低炭素化事業の案件形成を促進するため専門人材を活用する事業

補助割合：定額(上限50万円)

2. 地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業

補助対象者：市区町村

対象事業：地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けられる（予定を含む）低炭素化事業の案件形成を促進するため専門人材を活用する事業

補助割合：定額（上限50万円）

3. 市町村支援事業

補助対象者：都道府県

対象事業：地方公共団体実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な複数の管内市町村に対する支援のため専門人材を活用する事業

補助割合：定額（上限100万円）

### 補助対象等

#### 【補助対象経費】

報償費、旅費、会議費、印刷製本費等

公益社団法人  
日本技術士会 殿

環境省  
大臣官房環境計画課

### 送付内容

平成 30 年度地域低炭素化案件形成支援事業の協力依頼文・・・ 1 枚  
地域低炭素化案件形成支援事業内容概略資料・・・・・・・・・・・・ 1 枚  
以上